

Ⅱ 監査委員事務局の共同設置について

■ 監査委員事務局の主な業務

- 監査委員事務局においては、概ね下表のような監査を年間スケジュールを作成して実施。
- 業務の内容は各団体で同じであり、また政策判断の入る余地はないと考えられる。
- 監査機能の強化という観点から、専門性を確保する意義も大きい。

区分	監査内容
①定期監査	<ul style="list-style-type: none"> ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理全般を対象 ・予算の執行及び財産の管理などが適法、適正かつ効率的に行われているかの検証を主眼
②出資団体監査・ 財政援助団体監査	<ul style="list-style-type: none"> ・出資団体（市等が1/4以上出資している団体を対象）の出納関係事務、財政援助団体への支出、所管課の指導監督を対象
③例月現金出納検査	<ul style="list-style-type: none"> ・会計管理者、公営企業管理者が行う現金の出納事務を毎月検査
④決算審査	<ul style="list-style-type: none"> ・決算その他関係諸表等の計数確認と予算執行等を審査
⑤健全化判断比率の審査	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率とその算定基礎について審査
⑥行政監査	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマを設定し、適法性、能率性と効率性、経済性、住民の福祉増進・サービスの向上、組織及び運営のの合理化等を主眼に監査

※その他 首長の求めによる随時監査なども実施

■共同処理に関する検討

○監査委員事務局の設置状況

19年4月現在 総務省調べ

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	その他市区	町村	合計
事務局設置団体数	47 (100.0%)	17 (100.0%)	35 (100.0%)	44 (100.0%)	692 (97.6%)	335 (32.8%)	1,170 (62.4%)
一団体当たり平均定員数	23.6	25.3	10.3	7.7	3.4	0.6	2.8

○人口規模別の事務局定数(埼玉県内市町村の例)

	団体数	事務局設置数	事務局の平均定員数	定員の最小～最大
100万人～	1市	1	19人	—
30万人～	4市	4	8.8人	8～9人
20万人～	4市	4	6人	4～8人
10万人～	10市	10	3.8人	3～5人
5万人～	21市	21	3人	1～6人
3万人～	11町	4(36.4%)	0.8人	0～3人
1万人～	16町	4(25.0%)	0.5人	0～3人
～1万人	2町1村	1(33.3%)	0.3人	0～1人

- ・市では、全ての団体で専任の事務局を設置
- ・町村では、比較的人口規模の大きな3万人以上の団体でも事務局を置いていない団体が多い(事務局設置は11町のうち4町のみ)
- ・事務局設置団体について見ると、ばらつきは大きいものの、5万人以上では3人程度の専任職員を有している団体が多い(21市のうち13市)

※現在、監査委員の共同設置を含め、監査事務を共同処理している例はない。

■ 共同処理により期待できる効果

- 監査事務局の体制については、監査にかかるコストの考え方による面も大きいと考えられ、共同処理により期待できる効果は効率化よりも、体制の強化という面が大きいと考えられる。特に専任の事務局を設置していない団体については、複数団体で専任の事務局を設置することで、監査の実効性を高めることが可能。
- 市など一定規模以上の団体においても、事務局の規模は小さい団体が多く、複数団体で専任事務局を設置することで、専門性を高めるなど体制を強化することが可能。
- 共同設置することで、事務局に公認会計士や弁護士等の専門家を登用することも、より行いやすくなる。
- 個々の事務局職員には出身団体以外の団体の監査を担当させるなどの工夫をすることで、首長部局からの独立性が高まる効果が期待できる。

■ 他の共同処理方式との比較

- 事務委託については、本来、監査委員と一体的に活動すべき事務局を監査委員から切り離して他団体に委託できるのかという疑問がある。一方、事務局を共同設置する場合には、各構成団体の監査委員の下に置かれることとなり、指揮命令もスムーズに行われることとなる。

■ 共同設置を行う場合の留意点

- 各団体で同じ時期に実施する必要のある業務(決算審査など)に関しては、監査スケジュールについて、十分な検討が必要。
- 事務の効率化の観点からは、監査委員も含めて共同設置を行った方が、委員会議の開催準備等の事務の効率化が図られるためより効果が出ると考えられる。しかし、委員監査の実施日数や委員が通常非常勤であることなどを考えると、構成団体数には限界があると考えられる。

(参考) 町村監査委員の平均活動日数

識見の監査委員: 41.2日(うち監査所要日数 29.4日)

議選の監査委員: 34.6日(うち監査所要日数 28.6日)

(「町村等監査委員に関する実態調査(平成20年度)」全国町村監査委員協議会)